

厚生労働省発基安0727第7号

令和5年7月27日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

譲渡又は提供時にその名称等を表示し、又は通知しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるものから、三―イソプロポキシシ―二―トリフルオロメチルベンズアニリド（別名フルトラニル）の含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、酸化アルミニウムの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、水素化ビス（二―メトキシエトキシ）アルミニウムナトリウムの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、ステアリン酸亜鉛の含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、四・五・六・七―テトラクロロ―一・三―ジヒドロベンゾ「c」フラン―二―オン（別名フサライド）の含有量がその重量の一パーセント以上であるもの、ポルトランドセメントの含有量がその重量の一パーセント以上であるもの及び二―メチル―N―「三―（二―メチルエトキシ）フェニル」ベンズアミド（別名メプロニル）の含有量がその重量の一パーセント以上であるものを削除すること。

第二 労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令の一部改正
所要の規定の整理を行うものとする。

第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。